

札幌社会保険総合病院及び北海道社会保険病院の存続と充実を求める意見書

政府は、先の施政方針演説において、社会保険庁の解体を行うことを表明した。社会保険庁の解体に伴い、社会保険病院等の管理・運営を行っている全国社会保険協会連合会も解体され、病院の廃止や民営化の可能性がある。

札幌社会保険総合病院及び北海道社会保険病院は、災害一次救急医療を始め、第二次救急医療施設として、不採算医療も含めて地域に根ざした医療活動を行っている。さらには、地域医療支援病院として認定され、札幌市内及び周辺の医療機関並びに地域住民に対し、中核病院としての役割を果たしている。

両病院は地域に欠かすことのできない身近な総合病院であるとともに、公的病院であるからこそ、患者にとって余計な個人負担もないため、安心して利用できるのである。仮に両病院が廃止・縮小や売却された場合には、不採算部門における医療サービスの低下を招き、病院の存続・充実を切望する地域住民の期待を裏切るものであり、地域医療サービスに対する影響は極めて大きい。

よって、国会及び政府においては、地域住民の期待に応え、札幌社会保険総合病院及び北海道社会保険病院を公的病院として存続し、より一層機能の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 1 9 年（2 0 0 7 年）3 月 7 日

札 幌 市 議 会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員